

信州大学附属図書館と市立大町図書館との連携協力に関する覚書

信州大学附属図書館（以下「甲」という。）と市立大町図書館（以下「乙」という。）は、信州大学と大町市との連携に関する協定書に基づき、地域の学術・文化の発展に資するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が図書館活動において相互に連携協力し、図書館サービスの向上及び地域の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 図書館資料の貸出及び返却に関する事項。
- 二 図書館資料の相互貸借に関する事項。
- 三 参考調査に関する事項。
- 四 図書館資料の分担保存に関する事項。
- 五 職員の資質向上のための研修に関する事項。
- 六 市民向け講習会に関する事項。
- 七 その他甲及び乙が必要と認める事項。

（有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、甲乙いずれかから特段の申し出がない限り、当該有効期間が満了した日の翌日から3年間につき自動更新するものとする。

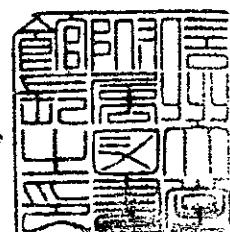
（細目）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施については、別に定める要領等によるほか、この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲乙が協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年7月31日

甲 信州大学附属図書館長
 笹本正治



乙 大町市教育委員会教育長
 荒井今朝

